

第24回期 第23回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年5月18日(水) 午後1時30分から午後2時00分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員8人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重

4 欠席委員(委員3人)

推 進 委 員 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (箕輪・袖山)	小針 弘之
同 (中根松)	市川 喜一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 生田目 源寿

主 事 小松 将広

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第23回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 今年は梅雨入りが早いのではないかという予報ですが、来月の12日頃の梅雨入りが予想されております。田んぼへの植え付け等もほぼ終了したかと思われ ます。委員の皆様におかれましては、梅雨入りとなると野菜の作付け、生育に影響 が出ないかと心配するところではないかと思えます。コロナ禍の感染者数も減少 傾向にあるのかと思われるようになってきましたが、まだまだ油断できません。 委員活動するにあたって、3密を守って活動していただきたいと思えます。農 業委員会活動等における活動記録簿も詳細に、訪問・現地調査の時間など、農業 委員会の活動等が地域の農地利用・最適化のPRにも役立てるようということ かとと思われ ます。 本日の議案は2件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しく お願い申し上げ、あいさついたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第 23回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中8名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、 会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、5番、佐川健二委員、6番、小室勝弘委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松 主事を指名いたします。</p>
会 長	<p>それでは、議事日程第3、議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請 に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第44号①について、染地区推進委員の岡部多重委員の調査報告及び意見 を求めます。</p>
岡部委員	<p>はい。染地区担当の推進委員、岡部多重です。</p>

岡部委員	<p>議案第44号、農地法第3条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*、****さん、譲受人、*、****さん、以下記載のとおりです。5月15日、午前7時半より、地区副担当の八旗正紀委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと、現地調査してまいりました。****さんと****さんは親戚関係でありまして、申請の理由は、****さんが農地の管理が難しくなったので、****さんに土地を引渡し、耕作してもらいたいとのことです。農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。****さんについては、水稻を主としており、今回取得する農地についても、水稻として利用するとのことです。</p> <p>また、所有する農地についても、遊休農地と評価されている土地もなく、農業従事日数、大農機具数等を確認しても十分農業に従事できる環境です。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第44号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第44号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第44号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第45号、農地法第5条①について、小貫太田輪地区推進委員、近藤近委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
近藤委員	<p>はい。小貫太田輪地区担当の推進委員、近藤近です。</p>

近藤委員	<p>議案第45号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、**、***さん、譲受人、***、****さん、以下記載のとおりです。5月14日、午前11時より、地区副担当の薄井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査してまいりました。*さんと**さんは親子関係にありまして、申請の理由は、克紀さんが家を建てられるということで、*さんの土地を貸借するというにしましたそうです。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性、確実性に関する項目及び周辺農地営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当する項目がなく、今回の転用につきまして何ら問題がないことと見てまいりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、申請者である**さんの父が所有する土地で、実家の敷地内に存在しており、子育て環境や農業の継承を考え、選定したとのことです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われまます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われまます。転用に必要な資金、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和4年11月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡</p>

	<p>がりはなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽により処理し道路側溝に放流、雨水は U 字溝を設け、集水桝にて水量調整して町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 4 5 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 4 5 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 4 5 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次にその他に入ります。令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
小松主事	<p>令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてですが、みなさんが日ごろから行っている、農業委員会活動の目標となっております。目標については県の指針等を参考にして事務局にて作成しました。今回、委員の皆様にご検討いただき、問題なければ農業会議に提出し、了解を経たのちに町ホームページ掲載する予定です。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局より説明ありましたが、少々時間を取りますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>それではどうでしょうか。皆さんから令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてご意見等ございますか。</p>
会 長	<p>それでは、検討の結果、文面等については事務局に一任するというごことでご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>それではそのように決定いたします。 その他皆さんから何かありませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>

事務局長	<p>次回総会は6月16日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>総会終了後、第1回関係者団体との連携会議の開催を予定しております。</p> <p>おおよそ午後2時半頃から開催を予定しておりますので、ご出席をよろしくおねがいします。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第23回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦労様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)